

社会福祉法上における障害者相談支援事業等の取扱いの見直しを 求める意見書

先般、国において、市が事業主体である障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業について、当該事業が現行の社会福祉法による社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象事業である旨が示された。

当該事業においては、平成13年の消費税法基本通達等の一部改正の際には、社会福祉法上の第二種社会福祉事業の相談支援事業に包含される、あるいは、同種の非課税事業であるとされていたが、その後、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと法体系が変遷していく中で、非課税の範囲から外れていったものと考えられる。

言うまでもなく障害者に対する相談支援は、一般相談支援事業や特定相談支援事業と切れ目なく一体的に実施すべきで、これまでの間、国から、第二種社会福祉事業の対象外とする経過や理由、具体的な内容等が明確に示されなかったことが非課税事業と誤認することとなった大きな要因であり、結果として、唐津市を含めた多くの自治体において受託事業者に対する消費税等の追納等にかかる対応を余儀なくされているところである。

このほか、生活困窮者自立支援法に基づく支援事業等においても課税事業とされているが、高齢分野における総合相談支援事業が非課税であるのであれば、同様に社会的な配慮が必要な方への相談支援事業については、社会福祉事業に該当すべきであることは歴然である。

よって、国においては社会的包摂に向けた福祉の実現のため、速やかに法令の整合性を図るよう、次のとおり要望する。

- 1 障害者相談支援事業、生活困窮者自立支援事業をはじめ、社会的配慮を必要とする方に対する相談支援事業については、早急に社会福祉事業に位置付けるとともに、非課税とすること。
- 2 国の周知不足等により発生する消費税納税に係る延滞税及び加算税については、

免除するよう国税庁と関係省庁において十分に協議するとともに、当該消費税等を補填した自治体に対して財政支援を行うこと。

- 3 国の考え方や解釈に追加や変更が生じた場合は、各自治体に対しその具体的な内容を迅速かつ明確に示すこと。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年10月3日

佐賀県唐津市議会

衆議院議長	額賀福志郎	様
参議院議長	尾辻秀久	様
内閣総理大臣	石破茂	様
総務大臣	村上誠一郎	様
財務大臣	加藤勝信	様
厚生労働大臣	福岡資麿	様
国税庁長官	奥達雄	様